

(2) 変更の内容

(下線は変更箇所を示しております)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>大阪機工株式会社</u>と称し、 英文では OKK CORPORATION と表示する。</p> <p>(<u>社外取締役の責任限定契約</u>) 第 31 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>選任方法</u>) 第 33 条 (条文省略) 2 (条文省略) 3 当社は、<u>会社法第 329 条第 2 項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 (条文省略)</p> <p>(<u>社外監査役の責任限定契約</u>) 第 41 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>社外監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(新設)</p>	<p>(商 号) 第 1 条 当社は、<u>OKK株式会社</u>と称し、 英文では OKK CORPORATION と表示する。</p> <p>(<u>取締役の責任限定契約</u>) 第 31 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>選任方法</u>) 第 33 条 (現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社は、<u>会社法第 329 条第 3 項</u>の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。 4 (現行どおり)</p> <p>(<u>監査役の責任限定契約</u>) 第 41 条 当社は、<u>会社法第 427 条第 1 項</u>の規定に基づき、<u>監査役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>(<u>附則</u>) <u>第 1 条 (商号) の変更は、平成 27 年 10 月 1 日から実施する。なお、本附則は、第 1 条の変更の効力発生後削除されるものとする。</u></p>

(3) 日程

- ① 定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
- ② 定款変更の効力発生日
 - ・ 第 31 条、第 33 条、第 41 条 平成 27 年 6 月 26 日 (金曜日)
 - ・ 第 1 条 平成 27 年 10 月 1 日 (木曜日)

以 上